

一宮市老人クラブ連合会

# 令和4年度概要

健康

友愛



奉仕

令和4年4月1日現在



## 目 次

一宮市老人クラブ連合会の概要	1
機構図	2
クラブ数・会員数の推移	3～4
令和4年度一宮市老人クラブ連合会事業計画	5
令和4年度一宮市老人クラブ連合会予算	6
令和4年度会員数・加入率調	7
連区別のクラブ加入率	8
一宮市老人クラブ連合会規約	9～12



# 一宮市老人クラブ連合会の概要

令和4年4月1日現在

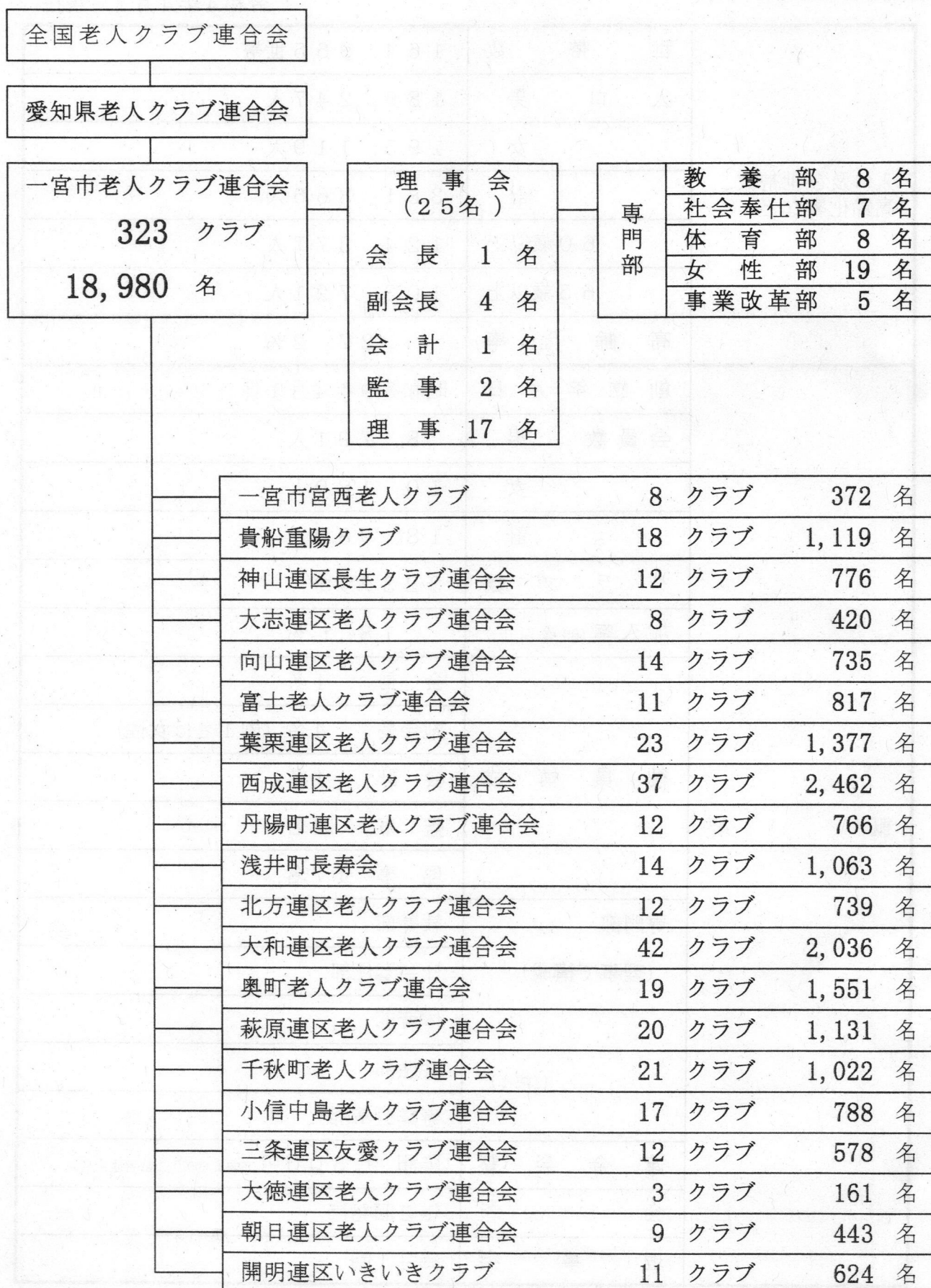
人口及び世帯数、 高齢化率など	世帯数	164,965世帯	
	人口 男	186,247人	
	女	195,119人	
	計	381,366人	
	60歳以上	124,377人	
	65歳以上	103,721人	
	高齢化率	27.2%	
概 要	創立年月日	昭和39年4月1日	
	会員数 男	8,791人	
	女	10,189人	
	計	18,980人	
	クラブ数	323クラブ	
	加入率(60歳以上)	18.1%	
	役員構成	会長	1名
		副会長	4名(内1名は女性)
		会計	1名
		監事	2名
		理事	17名
	専門部 (理事で構成)  (注1)	教養部	
		社会奉仕部	
		体育部	
		女性部	
事業改革部			
連合会費	年額 9,500円(内3,600円は県老連会費)		
会報	年2回発行		
理事会	毎月1回		

(注1) 女性部については、連区代表者で構成



# 機 構 図

令和4年4月1日現在





## クラブ数・会員数の推移

年 度	クラブ数	会員数	会員数の伸び率	
			対前年	通 算
昭和 50 年度	222	14,652		100.0%
51 年度	240	15,990	109.1%	109.1%
52 年度	253	16,811	105.1%	114.7%
53 年度	263	17,439	103.7%	119.0%
54 年度	273	18,395	105.5%	125.5%
55 年度	291	19,326	105.1%	131.9%
56 年度	300	19,892	102.9%	135.8%
57 年度	308	20,268	101.9%	138.3%
58 年度	314	20,955	103.4%	143.0%
59 年度	320	21,520	102.7%	146.9%
60 年度	333	22,360	103.9%	152.6%
61 年度	348	23,061	103.1%	157.4%
62 年度	353	23,802	103.2%	162.4%
63 年度	357	24,299	102.1%	165.8%
平成 元 年度	365	25,181	103.6%	171.9%
2 年度	372	26,098	103.6%	178.1%
3 年度	378	26,571	101.8%	181.3%
4 年度	382	27,408	103.2%	187.1%
5 年度	390	28,114	102.6%	191.9%
6 年度	397	28,939	102.9%	197.5%
7 年度	401	29,622	102.4%	202.2%
8 年度	405	30,162	101.8%	205.9%
9 年度	412	30,724	101.9%	209.7%
10 年度	419	31,741	103.3%	216.6%
11 年度	427	32,169	101.3%	219.6%



## クラブ数・会員数の推移

年 度	クラブ数	会員数	会員数の伸び率	
			対前年	通 算
12 年度	428	32,635	101.4%	222.7%
13 年度	433	33,475	102.6%	228.5%
14 年度	434	33,894	101.3%	231.3%
15 年度	432	34,179	100.8%	233.3%
16 年度	431	34,313	100.4%	234.2%
17 年度	430	34,199	99.7%	233.4%
18 年度	561	42,489	124.2%	290.0%
19 年度	559	42,448	99.9%	289.7%
20 年度	550	41,095	96.8%	280.5%
21 年度	543	40,467	98.5%	276.2%
22 年度	544	39,875	98.5%	272.1%
23 年度	545	38,895	97.5%	265.5%
24 年度	541	37,650	96.8%	257.0%
25 年度	527	36,436	96.8%	248.7%
26 年度	514	35,421	97.2%	241.7%
27 年度	504	34,190	96.5%	233.3%
28 年度	497	33,207	97.1%	226.6%
29 年度	484	31,973	96.3%	218.2%
30 年度	465	29,860	93.4%	203.8%
令和 元 年度	447	28,069	94.0%	191.6%
2 年度	430	26,377	94.0%	180.0%
3 年度	395	23,584	89.4%	161.0%
4 年度	323	18,980	80.5%	129.5%



令和4年度 一宮市老人クラブ連合会事業計画

実施月	実施日	事業
4月		一宮市老連会報第31号発行
		一宮市老人クラブ連合会ひとこえ運動(年間を通して)
		一宮市老人クラブ連合会交通安全啓発活動(年間を通して)
5月		一宮市三世代交流事業実施(年間を通して)
		一宮市老人クラブ連合会シニア交流事業実施(年間を通して)
6月	16日(木)	第31回一宮市高齢者将棋大会
7月	3日(日)	第32回一宮市高齢者囲碁大会
8月	31日(水)	◆ 第57回愛知県老人福祉大会
9月	15日(木)	◆ 「老人の日」(老人週間15-21日)
	20日(火)	◆ 全国一斉「社会奉仕の日」実施
10月		一宮市老連会報第32号発行
	5日(水)(予備日6日)	第15回一宮市老人クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会
	8日(土)	◆ 第50回愛知県老人スポーツ大会 第18回愛知県老人グラウンド・ゴルフ大会
	16日(日)	◆ いちのみやボランティアフェスティバル2022参加
	28日(金)～30日(日)	◆ 第48回一宮市ことぶき作品展参加(市共催)
11月	12日(土)	一宮市老人クラブ連合会シニア交流スポーツ大会
	25日(金)	◆ 第22回シニアスポーツリーダー研修会
12月	8日(木)	◆ 県老連女性部会女性リーダー研修会
	16日(金)	理事・女性代表合同研修会
	下旬	友愛訪問記念品配布
1月	14日(土)	第26回一宮市高齢者演芸発表大会
2月	15日(水)	◆ 第31回高齢者相互支援推進活動研修会
3月	24日(金)	一宮市長感謝状贈呈式及び老人クラブ長研修会

◆印は他団体が主催し、一宮市老連が参加あるいは協力する事業です。



## 令和4年度一宮市老人クラブ連合会予算

### 【歳入】

(単位：千円)

区 分	本年度予算	内 訳
一宮市補助金	1,824	
社会福祉協議会補助金	60	
負担金	3,068	
繰越金	2,002	
市委託金	1,418	娯楽大会、三世代交流事業、友愛訪問
雑入	279	利息、寄付金、研修会参加費等
合 計	8,651	

### 【歳出】

(単位：千円)

区 分	本年度予算	内 訳
事務費	1,148	賃金
大会費	1,795	各種大会、クラブ長研修会等
報償費	0	諸謝礼
旅費	218	
交際費	86	慶弔費等
需用費	994	印刷製本費、消耗品費等
役務費	344	通信運搬費等
委託費	1,343	三世代交流事業、ひとこえ運動
使用料及び賃借料	39	会場使用料等
備品購入費	254	備品購入費等
補助金及び負担金	2,429	地域育成事業補助金、各種負担金等
予備費	1	
合 計	8,651	



# 令和4年度 会員数・加入率 調

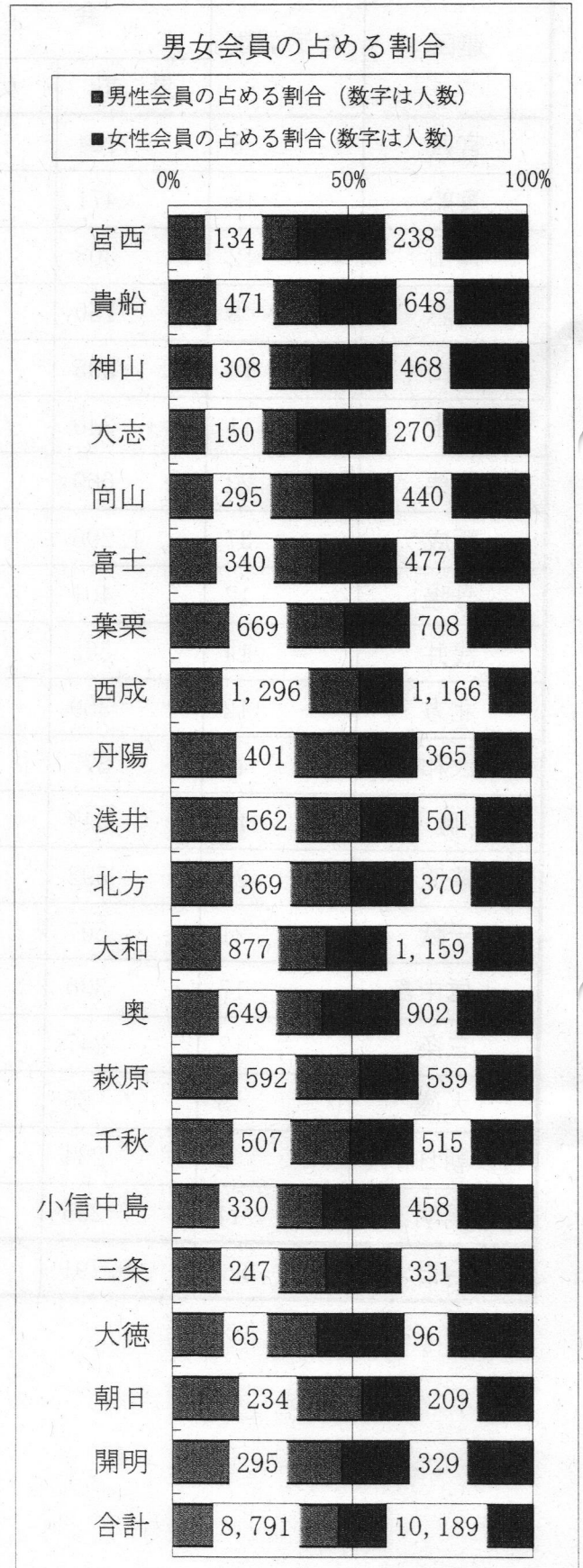
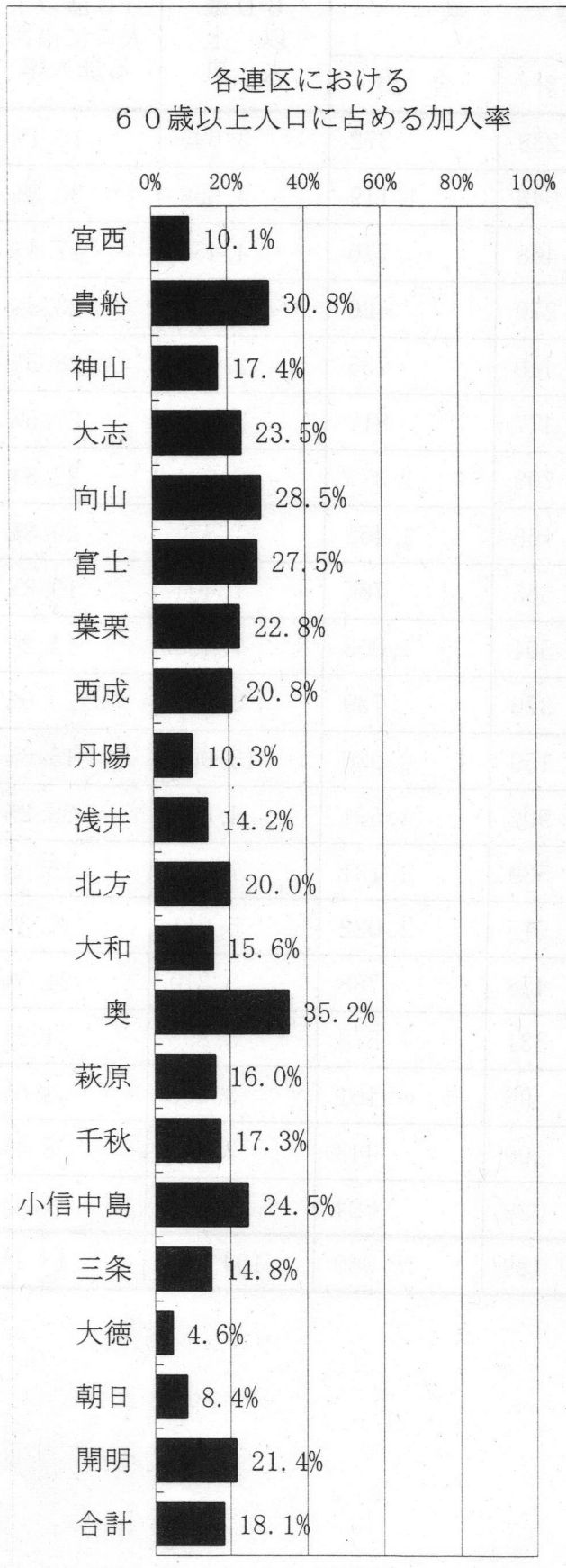
令和4年4月1日現在

連区	クラブ数	会 員 数			60歳以上人口	60歳以上人口に占める加入率
		男 計	女 計	合 計		
宮西	8	134	238	372	3,695	10.1%
貴船	18	471	648	1,119	3,638	30.8%
神山	12	308	468	776	4,454	17.4%
大志	8	150	270	420	1,789	23.5%
向山	14	295	440	735	2,576	28.5%
富士	11	340	477	817	2,972	27.5%
葉栗	23	669	708	1,377	6,034	22.8%
西成	37	1,296	1,166	2,462	11,852	20.8%
丹陽	12	401	365	766	7,404	10.3%
浅井	14	562	501	1,063	7,466	14.2%
北方	12	369	370	739	3,689	20.0%
大和	42	877	1,159	2,036	13,063	15.6%
奥	19	649	902	1,551	4,408	35.2%
萩原	20	592	539	1,131	7,052	16.0%
千秋	21	507	515	1,022	5,911	17.3%
小信中島	17	330	458	788	3,210	24.5%
三条	12	247	331	578	3,895	14.8%
大徳	3	65	96	161	3,485	4.6%
朝日	9	234	209	443	5,258	8.4%
開明	11	295	329	624	2,913	21.4%
合計	323	8,791	10,189	18,980	104,764	18.1%



# 連区別のクラブ加入率

令和4年4月1日現在





# 一宮市老人クラブ連合会規約

## (名称)

第1条 本会は、一宮市老人クラブ連合会と称する。

## (事務所)

第2条 本会は、事務所を一宮市東五城字備前12番地一宮市社会福祉協議会尾西支部内に置く。

## (連絡所)

第2条の2 本会は、事務の円滑化を図るため、一宮市栄3丁目1番2号尾張一宮駅前ビル4階一宮市社会福祉協議会本部内に一宮連絡所、一宮市木曾川町黒田字西沼51番地一宮市社会福祉協議会木曾川支部内に木曾川連絡所を置く。

## (目的)

第3条 本会は、一宮市内の老人クラブの普及及び発展を図り、広く老人福祉の推進に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブの連絡及び調整に関すること。
- (2) 老人クラブの育成及び指導に関すること。
- (3) 老人クラブに関する調査及び研究に関すること。
- (4) 老人クラブ指導者研修会の開催に関すること。
- (5) 関係機関団体の連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

## (構成)

第5条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブをもって構成する。



(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

うち1名は、女性の代表の中から選任する。

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(会長、副会長及び会計)

第7条 会長は、理事会において理事の中から選任する。選考委員会(副会長で構成)を設置して理事の中から候補者を選出して理事会で承認する。

2 副会長及び会計は、会長が委嘱し理事会で承認する。

3 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

5 会計は、本会の経理を担当する。

(理事)

第8条 理事は、各連区の老人クラブ代表者の職にある者をもって充てる。

2 理事には女性の代表若干名を加える。

(監事)

第9条 監事は、理事会において理事の中から選任する。

2 監事は、会務の執行状況及び会計を監査し、これを理事会に報告する。

(任期)

第10条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長を除く役員の任期は、1年とする。

3 補欠による会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。



(名誉会長)

第11条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が理事会に諮り、委嘱する。

(役員会)

第12条 役員会は会長が必要に応じ招集し、開催するものとする。

2 本規約に明文のない事項については役員会に諮り、理事会の承認を経るものとする。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、その議長は会長もしくは会長の委嘱した者がこれに当たる。

2 理事会は、月1回開催するものとする。

3 事業に伴う予算及び決算は、理事会において決定、承認する。

4 理事会の議事並びに規約の改正は、出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第14条 本会の経費の財源は、次に掲げるものとする。

(1) 単位クラブの負担金

(2) 補助金、助成金及び委託金

(3) その他の収入

(専門部会)

第15条 本会には次の専門部会を置き、理事をもって構成するものとする。

ただし、女性部については、各連区役員の代表者をもって構成するものとする。

(1) 教養部

各種研修会の計画実施、会報の発行等に関すること。

(2) 社会奉仕部

社会奉仕活動の計画実施等に関すること。



(3) 体育部

各種スポーツ大会の計画実施等に関する事。

(4) 女性部

友愛活動の推進及び女性リーダーの育成等に関する事。

(5) 事業改革部

市老連事業の改革に関する事。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第17条 この規約の施行について必要な細則は、役員会に諮り理事会の承認を経て会長が定めるものとする。

(付則)

- 1 本規約は、昭和39年7月14日から施行する。
- 2 本規約の一部改正は、昭和45年5月15日から施行する。  
以下中略
- 15 本規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 16 本規約の一部改正は、令和元年11月1日から施行する。
- 17 本規約の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。



## 一宮市老人クラブ連合会細則

次の各項は一宮市老人クラブ連合会規約第17条の規定に基づき次に定める。

### 1. 単位クラブの負担金に関する事項

年間 9,500円とする。

### 2. 慶弔に関する事項

本会の経費は次に掲げるものとする。

#### (1) 会長に関するもの

ア、会長が入院した場合（10日以上入院の場合） 5,000円

イ、会長が死亡の場合 ・香典 20,000円 ・生花 1対（家族葬は除外）

#### (2) 理事に関するもの

ア、理事が入院した場合（10日以上入院の場合） 5,000円

イ、理事が死亡の場合 ・香典 10,000円 ・生花 1対（家族葬は除外）

#### (3) 単位クラブに関するもの

ア、クラブ長が死亡した場合 香典 5,000円

### 3. 理事の交通費に関する事項

(1) 交通費として年間 5,000円補助する。

(2) 交通費補助対象事業として、理事会・事業・専門部会等とする。

### 4. 理事バッジの取り扱いに関する事項

(1) 全理事に貸与する。

(2) 理事交代時は新理事に引継ぐ、紛失した場合は連区負担で購入する。

5年以上務めた場合は供与する。

(付則)

本細則は、令和 4年 4月 1日から施行する。